

自治基本条例 検証結果概要

(条文改正、逐条解説改正及び新たな取り組みを行うもの)

下線部分が改正箇所

u003c/div>

条文改正	
検証結果	検証前
<p>(例示) 第5章 市政運営 に追加 (組織)</p> <p>第 条 市長は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め、常にその見直しに努めなければならない。(追加)</p> <p>2 市長等は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。(追加)</p>	
<p>(例示) 第5章 市政運営 に追加 (出資法人等)</p> <p>第 条 市長等は、市が4分の1以上出資している法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。(追加)</p> <p>2 市長等は、出資法人等の財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。(追加)</p>	
<p>(コミュニティ)</p> <p>第35条 市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体などをいう。以下同じ。)への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第35条 市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体)をいう。以下同じ。)への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 略</p>
逐条解説改正	
検証結果	検証前
<p>第1条【解釈・運用】</p> <p>○ この「自主自立のまち」とは、地方公共団体の存立目的である住民の福祉の増進のための前提となる状態であり、本条例では、主権者である市民による自治を一層推進することによって、<u>全ての市民の幸福感や充実感あふれる社会</u>を市全体として実現していくことを目的とする。</p>	<p>第1条【解釈・運用】</p> <p>○ この「自主自立のまち」とは、地方公共団体の存立目的である住民の福祉の増進のための前提となる状態であり、本条例では、主権者である市民による自治を一層推進することによって、<u>そのような状態を</u>市全体として実現していくことを目的とする。</p>

検証結果	検証前
<p>第44条【解釈・運用】</p> <p>条文を適切に解釈していない部分があることから、再検討し整理するよう求める。</p>	<p>第44条【解釈・運用】</p> <p>○ なお、広く市民の意見を聴く具体的な方法としては、一般的には審議会のような調査審議機関での検討やパブリックコメントの実施が想定されるが、改正の内容や範囲などに応じて、その他の適切な手法を選択することを可能にしたものであり、例えば、法令改正などに伴う形式的な文言修正のための条例改正の場合には、市長がその権限と責任の下で、簡易な措置を選択することも可能であると解するものである。</p>
新たな取り組み	
<p>(地域自治区) 第32条全体として</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民会議の指摘を受け、検討組織の設置等により、課題を解決し具体的な取り組みを推進する。 	

※条文改正、逐条改正雄及び新たな取り組みを行うもの以外については、自治基本条例検証結果及び自治基本条例検証シート(検証結果)を参照ください。